

総合特別区域 指定申請関係手続の手引き

**内閣官房 地域活性化統合事務局
内閣府 地域活性化推進室**

○ 本手引きについて

本手引きは、総合特別区域に係る指定申請について、地域において総合特別区域制度を十分に活用するために必要な準備や手続について解説するものです。

今後、制度を運用していく中で、総合特別区域基本方針の改定等と併せて改定することがあります。

なお、本手引きで不明な点については、内閣官房地域活性化統合事務局までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

内閣官房地域活性化統合事務局

内閣府地域活性化推進室

E-mail : sogotoc@cas.go.jp

TEL : 03-5510-2159

目 次

<u>1. 指定申請の準備</u>	<u>3</u>
(1) 総合特区制度の活用が適している取組	3
(2) 地域協議会の組織	4
(3) 提案すべき規制・制度改革の検討	5
(4) 指定申請の区域の範囲の検討	6
<u>2. 指定申請の手続</u>	<u>7</u>
(1) 指定申請の主体	7
(2) 指定申請の受付期間	7
(3) 指定申請に必要な提出書類	8
(4) 提出書類の提出先	9
<u>3. 総合特区の指定申請書・規制の特例措置等の提案書等の記載方法</u>	<u>11</u>
(1) 総合特別区域指定申請書	11
(2) 総合特別区域指定申請書（概要版）	22
(3) 指定申請書の区域に含まれる行政区画を表示した図面等	22
(4) 規制の特例措置等の提案書	22
(5) 民間事業者等からの指定申請の提案	26
(6) 関係地方公共団体の意見の概要	26
(7) 地域協議会における協議の概要	27
(8) 提案した規制の特例措置等の適用を見込む事業の一覧	27

（９）	事業ごとの支援措置の要望の一覧	28
4.	民間事業者からの提案手続等	29
（１）	民間からの提案等手続の概要	29
（２）	総合特区の指定申請の提案	29
（３）	規制の特例措置等の提案要請	30
（添付資料）		
別添 1	国際戦略総合特区指定申請書作成イメージ	
別添 2	地域活性化総合特区指定申請書作成イメージ	
別添 3	国際戦略／地域活性化総合特区の指定申請書（概要版）作成イメージ	
別添 4	指定申請書の区域に含まれる行政区画を表示した図面	
別添 5	縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図	
別添 6	規制の特例措置等の提案書作成イメージ	
別添 7	総合特区の指定申請提案書	
別添 8	関係地方公共団体の意見の概要	
別添 9	地域協議会の協議の概要	
別添 10	指定申請書に記載した事業で、併せて提案した規制の特例措置等の適用を見込む事業の一覧（参考資料）	
別添 11	指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望の一覧（参考資料）	
別添 12	規制の特例措置等の提案要請書	

1. 指定申請の準備

(1) 総合特区制度の活用が適している取組

総合特別区域（以下「総合特区」という。）制度は、政策課題の解決を図る突破口とするため、地域の資源や知恵を地域の自立や活性化に向けて最大限活用し、政策課題解決の実現可能性の高い区域における取組に対して、国と地域の政策資源を集中するものです。これにより、国際戦略総合特区については産業の国際競争力の強化、地域活性化総合特区については地域の活性化を推進し、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るものとされています。

政策課題については、国際戦略総合特区にあっては総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 9 条に基づく国際競争力強化方針、地域活性化総合特区にあっては法第 32 条に基づく地域活性化方針（以下「総合特区推進方針」という。）という形で国と地方で共有します。それをスタート台として、国と地方の協議会を通じ、地域の実情に合致した規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置（以下「規制の特例措置等」という。）が整備されることとなります。

従って、政策課題の設定に際しては、地域の内部で完結する政策課題ではなく、国全体で共通するような課題を対象としていることが望ましいといえます。

特に、他地域にも見られるようなもので、地域における特定プロジェクトの推進のみを「政策課題」として提示するような取組は、総合特区制度の対象としてはあまり適切ではありません。当該地域にとっては重要な課題であっても、他地域にも同様なプロジェクトがある中で、特定地域のプロジェクトのみ、国と地方で共有する政策課題として位置付けることは困難となるからです。

また、個別のプロジェクトについて、国に対し、単に税制上や財政上等の支援措置のみを求めるような取組についても、総合特区制度の特徴である規制の特例措置を十分に活用できないので、総合特区制度の対象としてはふさわしくありません。

国全体で共通するような政策課題の解決を目指し、地域において、地域が一体となって、地域の特性をいかした、先駆的な取組を実際に行った結果、国の規制・制度がボトルネックとなってこれ以上取組が進まない、というようなケースについては、総合特区制度の活用を検討することが適し

ているといえます。

(2) 地域協議会の組織

真に国際競争力の強化や地域の活性化につながる取組を行うに当たっては、取組の主体である地方公共団体と民間実施主体が、明確な役割分担の下に連携し、一体となって推進できる体制が整っていることが重要です。このため、総合特区を活用するような地域の取組や事業の多くは、地方公共団体と民間実施主体が連携して実施して行われるものとなります。

総合特区制度では、地域の関係団体や利害関係者が一体となった推進体制を確立することを目的として、地方公共団体、事業実施主体等により、地域協議会を組織することが位置付けられています。

地域協議会を組織することは、総合特区として指定されるための必要条件となります。ただし、協議会やコンソーシアム等の既存組織がある場合は、それらの組織について、法第 19 条又は第 42 条に基づく地域協議会として位置付けるだけで結構です。地域協議会を組織した場合は、総合特別区域法施行規則（平成 23 年内閣府令第 39 号）第 14 条又は第 32 条に基づき、名称及び構成員について、インターネット等を通じて公表する必要があります。

地域協議会は、指定申請の前、総合特区に指定された後の双方で、それぞれ若干異なる役割があります。まず、総合特別区域指定申請書（以下「指定申請書」という。）の提出に際しては、地域協議会における協議を経る必要があります。併せて提出する規制の特例措置等の提案書（以下「提案書」という。）についても同様です。その過程で、指定申請書に掲載する事業等についても、関係者の合意を得てください。

一方、総合特区として指定された後は、国と地方の協議会における協議への対応（地域協議会を代表する者として、地域協議会の構成員が直接国と地方の協議会に参画することが可能です。）や、総合特別区域計画（以下「総合特区計画」という。）の作成・変更、事業実施に際しての関係機関の間の調整、総合特区の取組の評価と評価結果の報告、取組を通じた新たな規制の特例措置等の提案といった役割が与えられています。

地域協議会における合意の方法については、各地域協議会の自主性に任せています。構成員による適切な役割や責任の分担を明確にし、持ち回り協議や ICT の活用も含め、迅速な意思決定を行えるようにしてください。

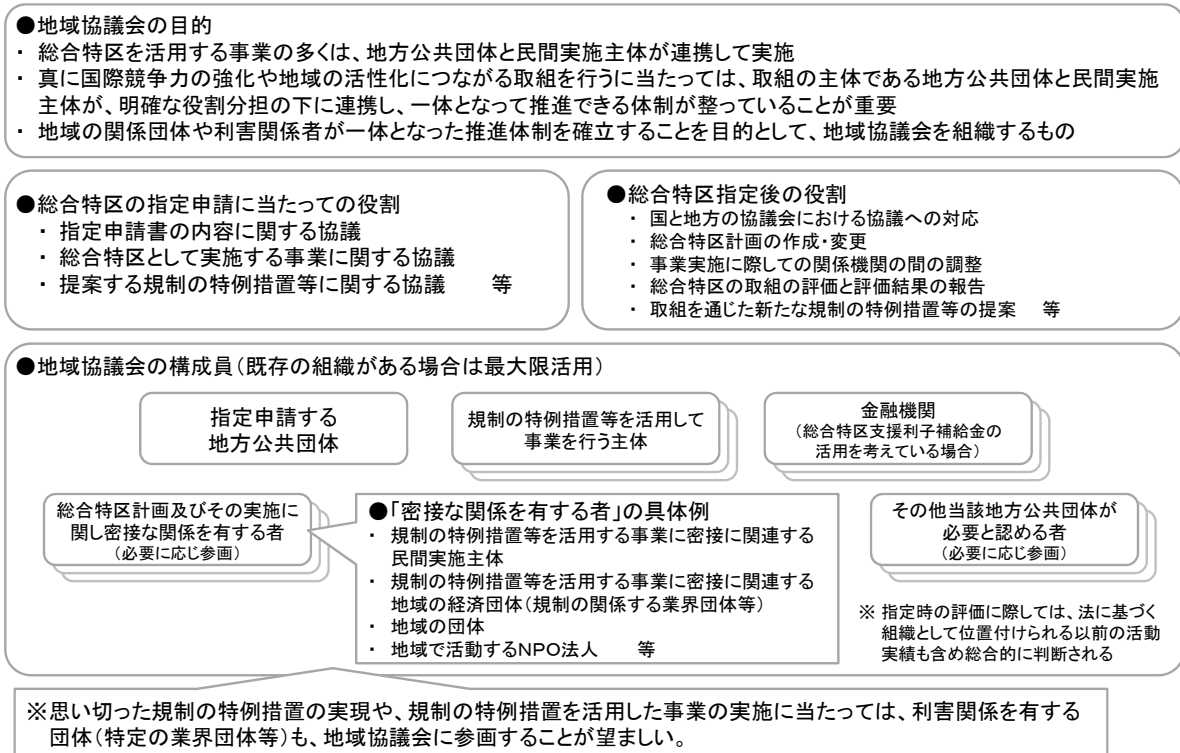


図 1-1 地域協議会の概要

(3) 提案すべき規制・制度改革の検討

総合特区として指定されるためには、総合特区の指定申請に併せて、規制の特例措置等の提案を行う必要があります。従って、指定申請に先立ち、どのような規制の特例措置等が必要であるのか、地域の実情を踏まえた具体的な議論を進めておく必要があります。

提案の実現可能性を高めるためには、提案に際し、特例措置等を活用して行う事業を実施する事業主体の意見や、規制の特例措置によって影響を受ける団体の意見などもできるだけ踏まえたものとするのが望ましいと言えます。このため、地域協議会等においてしっかりと議論した上で提案してください。また、規制の特例措置によって影響を受ける団体等についても、当初より地域協議

会に参画していることが望まれます。

(4) 指定申請の区域の範囲の検討

総合特区の指定申請に当たっては、適切な区域の設定が必要です。区域の設定に当たっては、総合特区の指定基準に即して行う必要があります。国際戦略総合特区については、産業の国際競争力強化の拠点整備が行われる区域に限定することが基本となります。一方、地域活性化総合特区については、取組の内容に応じ、柔軟に設定してもよいものとされています。

また、指定申請に当たっては、一つの取組と認められる場合には、複数区域にわたり区域を設定（いわゆる「飛び地」）しても問題ありませんし、複数の取組が連携して行うことで相乗効果が得られる場合には、それら複数の取組をまとめて一つの区域として設定してもよいものとしています。ただし、複数の取組をまとめて一つの区域とする場合は、①連携して取組を実施することで相乗効果が得られること、②連携の必然性と実体が認められること、③個々の取組自体がそれぞれで総合特区の指定基準を満たしていることのいずれも満たすことがわかるよう記載してください。

また、国際戦略総合特区については、産業の国際競争力強化の拠点整備が行われる区域に限定していることがわかるよう記載してください。

実質的な連携のない複数の取組を取りまとめて申請した場合は、どれか一つの取組の評価が低い場合、全体の評価が低くなってしまのおそれがあるので、注意してください。

なお、各地域の戦略に応じて、個別の規制の特例措置等ごとに、当該措置の適用を想定する区域として、総合特区の区域内に包含される、より小さな区域を設定してもよいものとしています。これは、一つの政策課題の解決に向けた異なる取組が、異なる地域でなされている場合等を想定しています。

これらの区域設定の根拠となる考え方については、区域の範囲と併せ、指定申請書に記載してください。

2. 指定申請の手続

総合特区の指定申請に当たっては、取組の背景となる政策課題や解決の方向性を示した指定申請書とともに、取組に必要な規制の特例措置等の提案書等を取りまとめ、提出する必要があります。

総合特区の指定に当たっては、指定が恣意的にならないよう、指定審査過程の透明性を確保することとされています。指定基準に照らし、取組の分野に応じた有識者の意見も踏まえつつ、客観的な評価を実施することになります。評価は、基本的に、提出された指定申請書及び提案書に記載された内容に基づきなされることとなりますので、必要な事項はできるだけ記載するように努めてください。

なお、指定申請書の分量が多くなることが想定されるため、指定申請書の概要版も作成いただき、評価に用いることとしています。

(1) 指定申請の主体

指定申請を行うことができる者は、法の規定に基づき、地方公共団体に限られています。具体的には、都道府県、市町村又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 1 項の一部事務組合若しくは広域連合又は港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく港務局です。

なお、地方公共団体の単独・共同での申請の他、地方公共団体と民間事業者との連名での申請も可能です。

指定申請に先立ち、原則として、地域協議会における協議を経る必要があります。その過程で、指定申請書に掲載する事業等についても、関係者の合意を得てください。

また、法第 8 条第 3 項及び第 31 条第 3 項において、民間実施主体は地方公共団体に対し、指定申請についての提案をすることができることが規定されていますので、ご注意ください。

(2) 指定申請の受付期間

指定申請の受付は、通年実施することとしています。ただし、事務の円滑化等のため、原則、毎

年3月末までに受理した指定申請は7月末まで、9月末までに受理したものは翌年1月末までに指定することとしています。（初年度である平成23年度は9月末までの申請受付分を、同年末までの指定対象とします。）

（３） 指定申請に必要な提出書類

総合特区の指定申請に当たっては、以下の書類の提出が必要となります。

① 総合特別区域指定申請書

→ P11（１）総合特別区域指定申請書 参照

② 総合特別区域指定申請書（概要版）

→ P22（２）総合特別区域指定申請書（概要版） 参照

③ 指定申請書の区域に含まれる行政区画を表示した図面等

→ P22（３）指定申請書の区域に含まれる行政区画を表示した図面等 参照

④ 規制の特例措置等の提案書（①指定申請書と併せて提出）

→ P22（４）規制の特例措置等の提案書 参照

⑤ 民間事業者等からの指定申請の提案（提案があった場合のみ：①申請書の添付資料）

→ P26（５）民間事業者等からの指定申請の提案 参照

⑥ 関係地方公共団体の意見の概要（①指定申請書の添付資料）

→ P26（６）関係地方公共団体の意見の概要 参照

⑦ 地域協議会における協議の概要（①指定申請書及び④提案書の添付資料）

→ P27（７）地域協議会における協議の概要 参照

⑧ 提案した規制の特例措置等の適用を見込む事業の一覧（参考資料）

→ P27（８）提案した規制の特例措置等の適用を見込む事業の一覧 参照

⑨ 事業ごとの支援措置の要望の一覧（参考資料）

→ P28（９）事業ごとの支援措置の要望の一覧 参照

(4) 提出書類の提出先

指定申請書については内閣府で、提案書については内閣官房で受け付けることとなりますが、事務の効率化の観点から、内閣官房に窓口を統一することとしますので、指定申請書、提案書ともに内閣官房地域活性化統合事務局に提出してください。

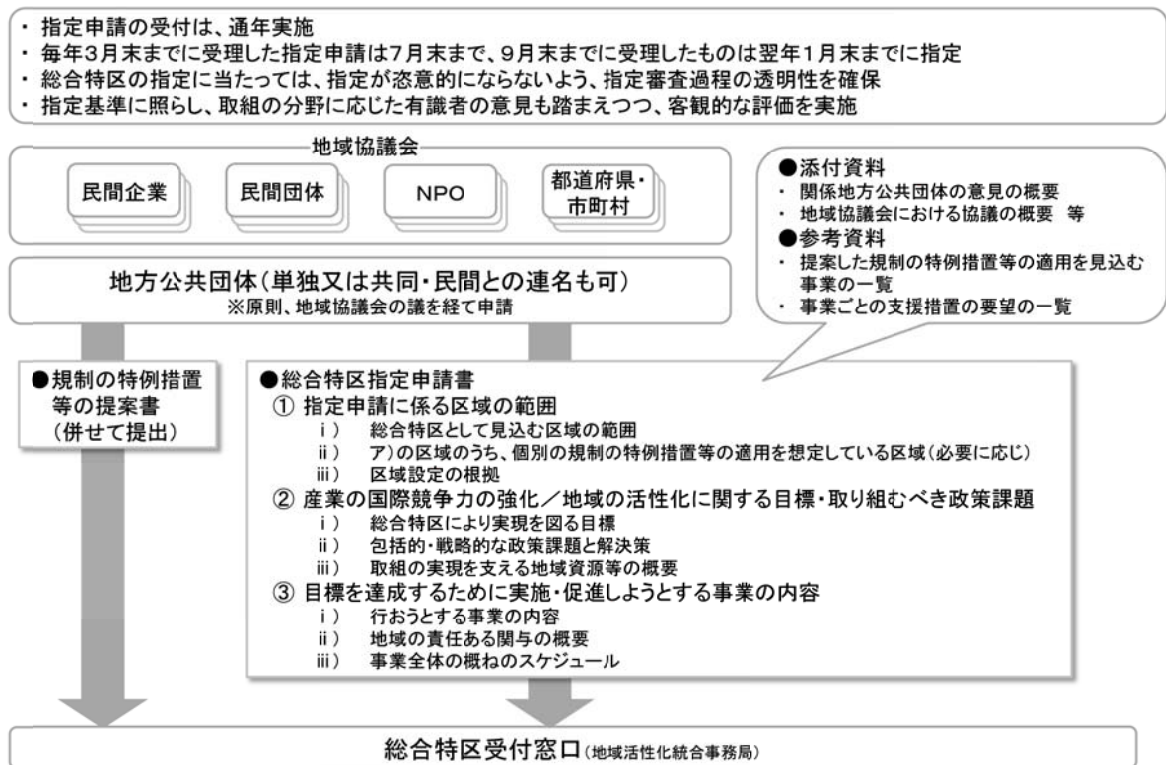


図2-1 総合特区の指定申請手続の概要

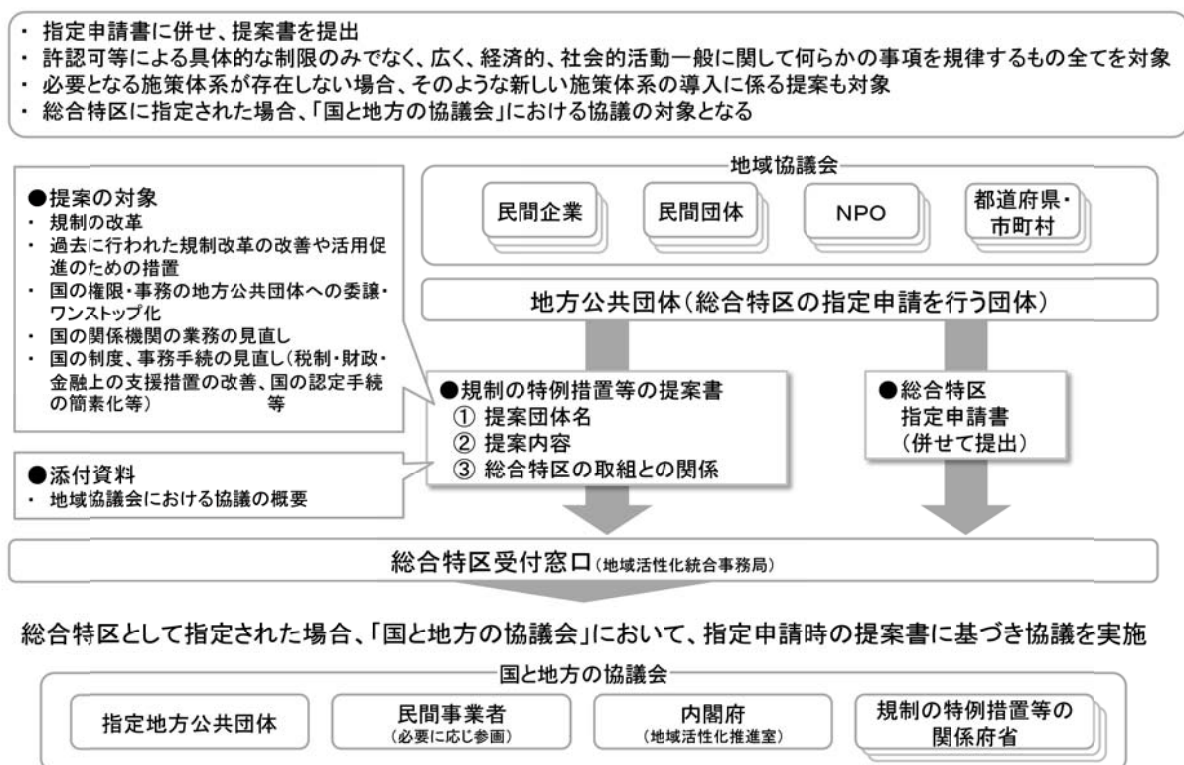


図 2-2 規制の特例措置等の提案手続の概要

3. 総合特区の指定申請書・規制の特例措置等の提案書等の記載方法

総合特区の指定申請に必要な提出書類については、本章の手引きに沿って、準備を進めてください。各提出書類の具体的な記載イメージを、添付資料として添付していますので、参考としてください。

(1) 総合特別区域指定申請書

地域協議会の協議等を通じ、総合特区として目指す方向性や事業が決まったら、指定申請書を作成することとなります。指定申請書の作成に当たっては、法令及び総合特別区域基本方針（以下「基本方針」という。）に従い、必要事項を記載してください。以下、項目ごとの留意事項について解説します。

◇ 総合特区の名称

指定申請書の冒頭に、指定申請をしようとする総合特区の名称を記載してください。

基本的には、ここで記載した名称が、総合特区として指定された際の名称となります。

（記載がない場合は、政府が任意の名称を付すこととなります。）

① 指定申請に係る区域の範囲

i) 総合特区として見込む区域の範囲

1. (4) の検討を踏まえ、総合特区として見込む区域を記載してください。区域の範囲の指定の方法としては、①市町村の区域に基づく指定、②地番に基づく指定、③境界線となる道路等に基づく指定、④緯度、経度に基づく指定などがあります。また、これらを組み合わせた区域指定を行う方法もあります。

ア) 市町村の区域に基づき指定する場合

簡潔に「〇市の区域。」「〇市〇区の区域。」「〇市の区域及び〇市の区域。」といった記載で結構です。なお、国際戦略総合特区については、産業の国際競争力強化の拠点整備が行われる区域に限定することを基本としており、一般的に、市町村全域を対象とするような場合は想定されませんのでご注意ください。

イ) 地番等に基づき指定する場合

「〇市の区域のうち、〇〇町〇丁目、〇丁目及び〇丁目並びに〇〇町（〇番〇、〇番〇から〇まで、〇番〇、〇番〇及び〇番〇に限る。）の区域。」というように、町丁目や地番を活用して指定する方法となります。

ウ) 境界線となる道路等に基づき指定する場合

「〇市の区域のうち、〇〇県と〇〇県の境界線と国道〇号の交差点を起点とし、順次同国道、県道〇線、市道〇線、〇〇都市計画道路〇・〇号〇〇線、〇日本旅客鉄道〇〇線、〇〇川……を経て起点に至る道路、河川又は鉄道の中心線（市道〇線にあっては東側端線）で囲まれた区域。」というように、当該区域の周囲を囲む地物を列挙することで指定する方法となります。

エ) 緯度、経度に基づき指定する場合

「〇市の区域のうち、北緯〇〇度〇〇分〇〇秒・〇〇、東経〇〇度〇〇分〇〇秒・〇〇の地点を起点とし、順次同地点から北緯〇〇度〇〇分〇〇秒・〇〇、……北緯〇〇度〇〇分〇〇秒・〇〇、東経〇〇度〇〇分〇〇秒・〇〇の地点までそれぞれ引いた線並びに海岸線を経て起点に至る線で囲まれた区域。」というように、緯度・経度により指定する方法となります。

オ) その他

ア)～エ)の方法により指定することが困難な場合には、その他の方法による指定を行っても

構いませんが、その場合においては、対象となる区域の範囲に対象とならない区域がまぎれないように記載してください。

ii) i) の区域のうち、個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域（必要に応じ設定）

1. (4) に記載したとおり、各地域の戦略に応じて、個別の規制の特例措置等ごとに、当該措置の適用を想定する区域として、総合特区の区域内に包含される、より小さな区域を設定してもよいものとしています。そのような区域を設定する場合は、本欄に記載してください。なお、ここで指定する区域としては、i) の区域に包含されるような区域を記載してください。

必ず設定しなければならないものではありませんので、必要に応じ設定してください。

具体的には、規制の特例措置の適用範囲を限定する場合は、「〇〇〇に係る特例措置：〇市の区域のうち、・・・区域」といったように記載することとなります。

なお、税制の適用範囲を限定する場合には、国際戦略総合特区においては「国際戦略総合特区設備等投資促進税制」又は「国際戦略総合特区事業環境整備税制」を、地域活性化総合特区においては「地域活性化総合特区税制」と記載した上で、「〇〇〇税制：〇市の区域のうち、・・・区域」と記載してください。

iii) 区域設定の根拠

区域設定の考え方を文章で記載してください。この際、3. (1) -②- iii) に記載する「取組の実現を支える地域資源等の概要」(P17) と整合するよう留意してください。

② 産業の国際競争力の強化に関する目標又は地域の活性化に関する目標及び目標を達成するために取り組むべき政策課題

i) 総合特区により実現を図る目標

総合特区において実現を図る目標を記載します。記載に当たっては、ア) 定性的な目標、イ) 評価指標及び数値目標、ウ) 数値目標の設定の考え方 のそれぞれについて記載いただくことが推奨

されます。

総合特区の指定基準に照らした評価を行う際、評価の対象となる「目標」は、ここに記載されたものとなることに留意してください。

ア) 定性的な目標

まず、総合特区として目指す定性的な目標を、簡潔な文章で記載願います。

複雑な経済社会的背景等、簡潔な文章のみでは説明しきれない内容がある場合は、「解説」として、目標の下に記載してください。

また、記載に当たっては、以下の数値目標、3.(1)-②-ii)の政策課題(P15)などとの関係性に留意しつつ、総合特区全体の目標を簡潔に記載することに留意してください。具体的には、本欄に記載した目標と比較して、ii)に記載した政策課題が必要かつ戦略的であることが明らかであるような関係となることに留意してください。

目標の設定に関しては、国際戦略総合特区については、①我が国の経済のけん引役となることが期待される産業分野に関するものであること、②国際レベルの競争優位性を持ちうる拠点形成に資すること、③当該総合特区に係る産業や地域のみならず、他の関連産業や周辺地域の活性化の効果と相まって、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することができるだけ明らかとなるような記載をしてください。また、地域活性化総合特区については、①地域の活性化に寄与すること、②経済効果が周辺地域に波及することや新たな課題解決モデルの構築に資することを通じて、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することができるだけ明らかとなるような記載をしてください。

イ) 評価指標及び数値目標

目標の設定に当たっては、ア)の定性的な目標に加え、客観的評価が可能な評価指標及び数値目標が設定されることが重要です。このため、目標が数値として表され、目標達成年次が明示(お

おむね5年以内を目安に、適切に設定)されている等、できる限り具体的に記載することが望まれます。

評価指標、数値目標については、ii)で提示する政策課題ごとに最低1事項設定されることが望まれますが、一つの評価指標によって複数の政策課題に関する評価が可能である場合等についてはこの限りではありません。

一方、一つの政策課題に係る取組を評価するために、複数の評価指標、数値目標を設定することは問題ありません。

ここで提示した評価指標及び数値目標については、指定基準に照らした評価を行う際の判断材料となるとともに、総合特区に指定された場合の、指定後の評価に際して活用されることとなります。

ウ) 数値目標の設定の考え方

イ)に数値目標を記載した場合は、目標設定の根拠となる取組・事業や、目標に対するそれらの寄与度について記載することが推奨されます。個別の事業について、事業内容等が流動的である場合等、指定申請書本体への記載が困難である場合においても、申請時点で想定している内容について、参考資料等として指定申請書に併せて送付することにより対応いただいても結構です。

なお、原則として、数値目標の設定根拠として提示した事業については、3.(1)-③-i)「行おうとする事業の内容」(P18)に記載することとしてください。

イ)及びウ)に記載する評価指標、数値目標については、指定基準のうち、第二号基準の判断に際し、事業の実施による目標達成の蓋然性が相当程度高いかどうかの観点から確認することとなることに留意してください。

ii) 包括的・戦略的な政策課題と解決策

ア) 政策課題

複数の政策分野にまたがる場合は、政策分野ごとに、当該総合特区が対象とする政策課題（複数可。）を簡潔に記載してください。複雑な経済社会的背景や、総合特区の目標との関係性の説明に際しては、できるだけ、「解説」として付記するようにしてください。

また、複数の政策課題を記載する場合は、項目ごとに分割して記載した上で、目標との関係性に加え、政策課題間の関係性についても記載してください。

政策課題は、指定基準に照らした評価をする際の一つの単位となります。複数の政策課題を対象とする場合は、個々の政策課題と、対応する解決策に関し、それぞれ判断されることとなることに注意してください。

また、政策課題ごとに、「対象とする政策分野」として、それぞれの政策課題に最も該当する政策分野を以下の a)～z)から選択し、記載してください。（複数の政策分野にまたがる場合は、政策分野ごとに政策課題を記載することとしますが、複数の政策分野が関連しあい、分割できない場合にあっては、最も関連する項目のみ選択してください。）

ここで選択した政策分野については、分野ごとの有識者に対し、指定基準に照らした評価を依頼する際の依頼先の参考となります。

政策分野一覧

- | | | |
|------------------------------|--------------|--------------|
| (1) グリーン・イノベーション（環境・エネルギー大国） | | |
| a) 環境・エネルギー | b) 水・自然環境 | c) 再生可能エネルギー |
| d) 再利用・リサイクル | | |
| (2) ライフ・イノベーション（健康大国） | | |
| e) 医薬品・医療機器産業 | f) 地域医療 | g) 地域の介護・福祉 |
| h) 子育て・教育 | | |
| (3) アジア拠点化、国際物流 | | |
| i) アジア拠点化の推進 | j) 研究開発拠点の形成 | k) 物流 |
| l) コンテンツ | m) データセンター | n) 企業集積 |
| (4) 観光立国・地域活性化（観光・農林水産業等） | | |
| o) 観光 | p) 雇用・就労 | q) 農水産業・食品産業 |
| r) 森林・林業再生 | s) 中山間地活性化 | t) まちづくり関係 |
| (5) その他 | | |
| z) その他 | | |

イ) 解決策

ア) に示した政策課題ごとに、政策課題を解決するために当該総合特区として進める取組を解決策として簡潔に記載してください。複雑な経済社会的背景や、総合特区の目標との関係性の説明に際しては、できるだけ、「解説」として付記するようにしてください。

解決策については、それぞれの政策課題に対する解決策として適切であることが明らかになるよう記載してください。なお、解決策として、単に国の税制・財政・金融上の支援措置のみを求めるものは望ましくありません。

指定基準のうち、第一号基準として基本方針に示す「i) 包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示があること」については、主として「ア) 政策課題」及び「イ) 解決策」の記載事項に基づき判断することとなることに留意してください。

iii) 取組の実現を支える地域資源等の概要

取組や事業の実現可能性を裏付けるような地域資源について、①地域の歴史や文化、②地理的条件、③社会資本の現状、④地域独自の技術の存在、⑤地域の産業を支える企業の集積等、⑥人材、NPO 等の地域の担い手の存在等、⑦地域内外の人材・企業等のネットワーク、⑧その他の地域の蓄積の8分野のうち、該当する分野について、箇条書きで記載してください。(8分野全てに記載事項がある必要はありませんので、実施・促進しようとする事業と密接に関連しているような事項について記載するようにしてください。)

指定基準のうち、第一号基準として基本方針に示す「iii) 取組の実現を支える地域資源等が存在すること」については、主として本欄の記載事項に基づき判断することとなることに留意してください。

③ 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

i) 行おうとする事業の内容

②に示した目標を達成するために実施する事業を記載してください。目標を達成するために必要な事業であれば、実施主体の別（地方公共団体、民間企業、NPO 等）や規制の特例措置等の活用予定の有無に関わらず広く記載してください。

特に、以下の事業については、確実に記載するようにしてください。

- a) 提案している規制の特例措置等を活用することを予定している事業
- b) 総合特区推進調整費も含む財政上の支援措置の対象としたいと考えている事業
- c) ②の数値目標の設定根拠となっている事業

後述しますが、事業実施主体や詳細な事業内容が未定であっても記載いただけます。

具体的には、以下の 5 項目について記載願います。同一又は類似の内容の事業が複数ある場合は、まとめて記載していただいても結構です。

ア) 事業内容

想定している事業（複数可。）の内容を、簡潔に記載してください。ここで記載した単一又は複数の事業が、政策課題の解決策として必要なものであり、かつ②で示した政策課題や目標達成に寄与するものであることが求められます。また、数値目標との関係性・寄与についても記載してください。この点が明確でない場合、区域指定の評価に当たり、解決策に対応する事業の提示がないものと評価される場合があります。

イ) 想定している事業実施主体

ア) で記載した事業の事業実施主体を記載してください。指定申請時点で具体的な主体名が明らかでない場合等においては、「〇〇産業関係事業者」「〇〇を行う特定非営利活動法人」といったように、主体を特定しないような記載も可とします。

また、指定申請時に記載した事業実施主体が指定後に変更となることは問題ありません。（変更後の実施主体を総合特区計画に記載することとなります。）

事業実施主体が確定しているか否かは、指定基準のうち、第一号基準として基本方針に示す「ii）先駆的な取組であり、一定の熟度を有すること」のうち、熟度の判断に際して考慮することとなることに留意してください。

ウ）当該事業の先駆性

ア）で記載した事業が、同様の政策課題の解決を図る国内の他の取組と比較して、どのような先駆性を有するかを記載してください。当該地域のみにおける先駆的な取組であることの記載にとどまることは望ましくありません。また、国際戦略総合特区については、国内のみならず、海外の他の取組との比較も記載することが望まれます。

指定基準のうち、第一号基準として基本方針に示す「ii）先駆的な取組であり、一定の熟度を有すること」のうち、先駆性の判断については、主として本欄の記載事項に基づき行うこととなることに留意してください。

エ）関係者の合意の状況

事業の熟度を明らかにするため、本事業の実施に係る関係者の合意形成の状況を記載してください。具体的には、どのような範囲の関係者の間で、どのようなプロセス（例：地域協議会における協議等）で合意形成が進められたかを記載してください。なお、合意形成を図る関係者としては、関係する地方公共団体や事業実施主体に加え、当該事業の実施や、併せて提案している規制の特例措置等の適用により、影響を受ける者や利害関係者、周辺住民などが幅広く含まれていることが重要です。

幅広い主体が合意しているか否かは、指定基準のうち、第一号基準として基本方針に示す「ii）先駆的な取組であり、一定の熟度を有すること」のうち、熟度の判断に際して考慮することとなることに留意してください。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

ア) ～エ) まででは説明しきれないその他の事項で、取組の熟度を示す事実があれば、記載してください。

ii) 地域の責任ある関与の概要

i) で示した事業の実施に関し、地方公共団体のほか、民間企業、NPO 等の地域の主体の関与・負担の内容を記載してください。

また、併せて、②で示した目標等に関する評価の手続・体制について記載してください。

指定基準のうち、第一号基準として基本方針に示す「v) 地域の責任ある関与があること」については、主として本欄の記載事項に基づき行うこととなることに留意してください。

ア) 地域において講ずる措置

a) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

補助金、超過課税、地方税の減免、融資制度等、当該政策課題の解決に資する地域独自の取組があれば記載してください。

b) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定

法律の規制に対する上乗せ措置、地域独自の規制緩和等があれば記載してください。

c) 地方公共団体等における体制の強化

総合特区の推進に当たっての組織や体制の強化があれば記載してください。

d) その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

a) ～ c) 以外の事項で、地域の責任ある関与を示す事実、特に民間実施主体や NPO 等独自の責任ある関与を示す取組があれば記載してください。

イ) 目標に対する評価の実施体制

②で示した目標（定性的な目標並びに客観的評価可能な評価指標及び数値目標）の達成状況を把握するための評価の体制・手続について記載してください。

基本的に、ここに記載された評価の体制・手続に沿って、基本方針第二の５の総合特区の評価が行われることになります。

a) 目標の評価の計画

②で示した目標の達成状況等について、評価を実施する体制・手法（第三者委員会等）を記載してください。

b) 評価における地域協議会の意見の反映方法

c) 評価における地域住民の意見の反映方法

評価に際し、地方公共団体による自己評価のみではなく、地域協議会における協議や地域住民の参加等、より客観的な評価手続を明記していることが望まれます。

具体的に、地域協議会の意見聴取手続や、公聴会・パブリックコメントといった、地域住民の意見の反映のための手続を行う予定があれば記載してください。

iii) 事業全体の概ねのスケジュール

ア) 事業全体のスケジュール

総合特区として指定された後の、想定しているスケジュールを i) に記載した事業それぞれについて記載してください。

イ) 地域協議会の活動状況等

地域協議会として位置付ける組織のメンバー・役割分担、地域協議会における協議等のルール及びこれまでの活動実績を、法に基づく地域協議会として位置付ける以前の活動も含め、記載してください。

指定基準のうち、第一号基準として基本方針に示す「vi) 運営母体が明確であること」につい

ては、この部分の記載内容及び指定申請書に添付される地域協議会の意見及び協議の概要に基づき判断することとなることに留意してください。

（２） 総合特別区域指定申請書（概要版）

３．（１）総合特別区域指定申請書の内容を簡潔にまとめた概要版を、別添３に従い、記載してください。

概要版の枚数は、Ａ４サイズで３枚以内、これに加えて、参考となる図表を添付する場合でも、全体で５枚程度としてください。

（３） 指定申請書の区域に含まれる行政区画を表示した図面等

指定申請書には、指定申請書の区域に含まれる行政区画を表示した図面又は縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図を添付してください。

総合特区として指定申請をする区域の範囲を明らかにするために添付を求めるものです。

区域の範囲が市域、県域等の行政区画と一致する場合は単に行政区画を表示した図面（別添４）で結構です。一方、行政区画の一部を切り取って特区の範囲とする場合は、紛れがないように、縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図（別添５）を添付してください。

（４） 規制の特例措置等の提案書

総合特区の指定申請に際しては、規制の特例措置等の提案を併せて行う必要があります。基本方針の内容に加え、以下の留意点を踏まえて提案書を作成し、内閣官房地域活性化統合事務局宛に提出してください。以下、項目ごとの留意事項について解説します。

なお、既に指定された総合特区については、総合特区推進方針に沿ったものであれば、当該総合特区に係る指定地方公共団体から新たな提案を行うことも可能です。この場合は、提案書のみを、内閣官房地域活性化統合事務局宛に提出してください。

指定基準のうち、第一号基準として基本方針に示す「iv）有効な国の規制・制度改革の提案があること」については、本提案書の内容と指定申請書との整合状況等に基づき判断することとなることに留意してください。

① 提案団体名

原則として、総合特区の指定申請主体と同じ主体名を記入してください。ただし、規制の特例措置等の提案の主体は地方公共団体に限られているため、総合特区の指定申請を民間事業者と共同で行う場合においても、本提案書については、地方公共団体の名で作成してください。（複数の地方公共団体の連名による提案も可能です。）

なお、既に総合特区として指定された地方公共団体が新たに提案を行う場合は、当該総合特区に係る指定地方公共団体名をそのまま記載してください。

② 提案内容

提案に際しては、規制の改革（過去に行われた規制改革の改善や活用促進のための措置を含む。）、国の権限・事務の地方公共団体への委譲・ワンストップ化、国の関係機関の業務の見直し、国の制度、事務手続の見直し（税制・財政・金融上の支援措置の改善、国の認定手続の簡素化等）等について、別添6の別表に記載してください。

③ 別表作成時の留意点

具体的な規制の特例措置等を記載する別表の作成に際しては、以下に留意してください。

指定基準のうち、第一号基準として基本方針に示す「iv）有効な国の規制・制度改革の提案があること」に係る判断に際しては、別表に記載した提案の内容が、政策課題の解決策として必要なものが包括的・網羅的に提案されているか、かつ有効であるかどうかの観点から、行われることに留意してください。

i) 提案事項名

提案頂いた事項の整理を行う際に必要となりますので、個別の提案事項ごとに、固有の事項名を設定してください。

ii) 現行の規制・制度の概要と問題点

現行の規制・制度がどのようなになっていて、目標実施のための取組の実現に際し、どのように支障となっているのか、具体的に記載してください。

漠然と「〇〇規制が支障となっている」、「〇〇分野に対する財政支援が不足している」、「〇〇に対し更なる金融支援が必要」というような書き方ではなく、「〇〇法に基づく〇〇の提出が義務付けられることにより、〇〇を進める民間事業者が〇〇するたびに〇〇を行う必要があり、参入障壁となっている」、「〇〇施設改良補助金は、利用者数が〇〇人以上の施設を対象としているが、〇〇町において、総合特区として、〇〇の政策課題を解決するため〇〇の取組を行う場合、〇〇施設の改良が不可欠であるため、利用者数〇〇人未満でも、〇〇のような要件を満たす場合は、補助対象とすることが必要」といったように、現行の規制・制度が支障となっているポイントを、具体的に記載してください。

iii) 改善提案の具体的内容

以下の点に留意して、規制の特例措置等の具体的な提案内容を記載してください。記載に当たっては、どの法令等に基づくどの規制・制度について、どのような特例措置を求めるのかを、具体的に記載するようにしてください。

「〇〇規制の撤廃」といったような漠然とした内容の場合は、その有効性を適切に判断するため、「〇〇規制について〇〇の値を〇〇から〇〇に緩和」等、具体的に記載してください。

- ・ 規制の特例措置の実施に併せて、当該特例に伴う弊害発生防止等の観点から、地域において特別の措置をとることを前提にした提案である場合は、その特別の措置の内容、当該措置の実施主体及び責任の所在等を具体的に記載してください。

- ・ 規制の特例措置の提案の対象は、法律、政令、省令等の改正に係るものだけでなく、通達などの運用の明確化等も含まれます。

iv) 提案理由

規制の特例措置については、提案の理由について、以下の二つの観点からも記述してください。

○当該区域に係る政策課題の解決を図るうえで、必要な国の規制・制度改革の特例措置等として、包括的・網羅的に提案していると考ええる理由

○当該区域に係る政策課題の解決を図るうえで、提案している国の規制・制度改革の特例措置等が有効であると考ええる理由。

具体的には、従来の措置と比較して画期的・斬新な提案であること、実際の取組の中で生じた事案（障壁）であること、総合特区制度により初めて突破が可能であること、その地域に特例措置を設けることの合理性があること等について、それぞれの地域の特性、これまでの取組等を踏まえ、必要に応じて記載してください。

支援措置については、単に総合特区に係る取組又は事業への国の支援を求める提案は対象とはならず、既存の施策体系の改善につながる提案が対象になります。

提案理由は、「〇〇分野に対する財政支援が不足しているため」のような漠然とした記載ではなく、現行の支援制度についてどのような問題点があるのか、制度の拡充や新設により、従来はできなかったどのような取組みが進み、政策課題を解決する上でどのような効果が期待されるのか等について、具体的に明らかにした上で記載するようお願いします。

v) 政策課題・解決策との関係

申請に係る総合特区における政策課題・解決策との関係を明確に記載してください。

なお、単に総合特区に係る取組又は事業への国の支援を求める提案は対象とならず、既存の施策体系の改善につながる提案を対象としていることにご留意ください。

vi) 根拠法令等

法令等（制度の根拠となっている通達等を含む。）の名称、関係する条項等を記載してください。

（〇条〇項のどの部分等、できる限り具体的に記載してください。）

vii) 区分

該当する区分に「〇」を記載してください。（複数記入可。）

（５） 民間事業者等からの指定申請の提案

法第 8 条又は第 31 条に基づき、民間事業者等からの、指定申請の提案を踏まえて、指定申請を行う場合には、当該民間事業者等からの提案の概要を添付してください。（別添 7 参照）

民間事業者等からの提案がよほど大部でない限り、当該提案そのものを添付いただければ結構です。

（６） 関係地方公共団体の意見の概要

総合特区の指定申請書については、申請に先立ち、地域協議会における協議に加え、申請主体が、関係地方公共団体に対して意見聴取を行い、その結果を申請書に添付する必要があります。（別添 8 参照）

この際、意見聴取の必要性については、総合特区の指定申請に記載された事業により、各地方公共団体に与える影響によって判断いただくこととなります。

例えば、都道府県が総合特区の指定申請を行う場合にあっては、当該申請に係る事業の実施により大きな影響を与える地域の市町村やその実施に当たり協力等が必要となる市町村が想定されます。また、市町村が総合特区の指定申請を行う場合にあっては、当該申請に係る事業の実施により、大きな影響を与える周辺の市町村や都道府県が想定されます。都道府県知事の権限に属する現制度の見直しや、都道府県による支援の活用を予定しているなど、都道府県の施策に影響を与える場合

も、都道府県の意見を聴取することが必要となると考えられます。

なお、指定申請主体に含まれる地方公共団体及び地域協議会の構成員となっている地方公共団体については、指定申請書及び地域協議会における協議の概要にその意見が十分に反映されているものと考えられるため、改めて意見を聴く必要はありません。

（７） 地域協議会における協議の概要

指定申請書及び提案書については、申請・提案の前に、地域協議会において協議を行い、その概要を指定申請書・提案書に添付して提出する必要があります。（いずれも、提出前に地域協議会で協議することが原則として必要となります。）（別添 9 参照）

協議に際しては、必ずしも協議会メンバー全員が出席した協議会を開く必要はなく、分野ごとに分割して開催していただいても結構ですし、持ち回りによる協議でも結構です。ただし、どのような方法であっても、協議会のメンバーの間で十分な協議を行ったうえで指定申請書及び提案書に、協議の結果及び協議においてメンバーより提出された意見の概要を添付してください。

指定基準のうち、第一号基準として基本方針に示す「vi）運営母体が明確であること」については、3.（1）－③－ iii）－イ）「地域協議会の活動状況等」（P21）の記載内容に加え、上記地域協議会の意見及び協議の概要に基づき判断することとなることに留意してください。

（８） 提案した規制の特例措置等の適用を見込む事業の一覧

指定申請書に記載した事業で、併せて提案した規制の特例措置等の活用を想定しているものについて、別添 10 に従い、それぞれの事業に含まれる規制の特例措置等を記載してください。（基本方針第 5 「総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画」に記載されている規制の特例措置等についても記載してください。）

(9) 事業ごとの支援措置の要望の一覧

財政上の支援措置の活用を考えている場合は、別添 1 1 に従い、新たな提案か否かに拘らず、事業ごとに活用を考えている支援措置を記載してください。(財政以外の支援措置については記載不要です。)

また、別途公表する財政上の支援措置の手引きもご参照ください。

4. 民間事業者からの提案手続等

(1) 民間からの提案等手続の概要

総合特区制度では、民間の知恵と資金を活かすため、地方公共団体への、民間事業者からの提案制度等を設けています。民間からの提案を受けた地方公共団体は、総合特区の指定申請等を行わない場合は、その理由を提案者に示すことが義務付けられています。

法においては、民間からの提案制度は、①総合特区の指定申請の提案制度（法第8条又は第31条）、②規制の特例措置等の提案要請制度（法第10条又は第33条）、③総合特区計画の作成・変更の提案（法第12条又は第35条）、④地域協議会への参画の申し出（法第19条又は第42条）の4種類があります。

前述のとおり、総合特区制度は、原則として、指定申請書の作成と規制の特例措置等の提案を同時に行うことを想定していることを鑑みれば、①の指定申請の提案を行う場合は、同時に②の規制の特例措置等の提案要請も行うことが望ましいといえます。

一方、既に指定された総合特区について、事業者として参画を希望する場合は、③の総合特区計画の変更の提案、④の地域協議会への参画の申し出を一体として行うこととなります。この2点については、別途、総合特区計画認定についての手引きにおいて解説します。

(2) 総合特区の指定申請の提案

総合特区の指定申請の提案は、国際戦略総合特区に関しては法第8条、地域活性化総合特区に関しては法第31条に規定されています。

指定申請の提案が可能な者は、

- ① 当該提案に係る区域において特定国際戦略事業／特定地域活性化事業を実施しようとする者
- ② 当該提案に係る区域における特定国際戦略事業／特定地域活性化事業の実施に関し密接な関係を有する者

とされています。

総合特区の指定に、規制の特例措置等の提案が必須であることを考えると、規制の特例措置等を活用して行う事業を実施しようとする事業者が、規制の特例措置等の提案要請と併せて行うことが原則であると言えます。

制度上は、法に基づく課税の特例措置や総合特区支援利子補給金を活用する事業者による提案も可能ですが、規制の特例措置等の提案要請がない場合、提案に基づき地方公共団体が指定申請を行っても指定基準を満たすことができないため、指定申請には至らないことが想定されます。

指定申請書の案、添付資料、参考資料の案については、それぞれ、本章に記載されている事項に従って、地方公共団体が作成すべき資料と同様のものを作成し、別添 7 の「指定申請提案書」を付して、地方公共団体に提出してください。

作成にあたり、疑問となる点等がある場合は、内閣官房地域活性化統合事務局で相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

(3) 規制の特例措置等の提案要請

前述のとおり、民間事業者よりの指定申請の提案に際しては、規制の特例措置等の提案要請を同時に行うことが原則となります。

指定申請書と同様、提案書の案については、本章に記載されている事項に従って、地方公共団体が作成すべき資料と同様のものを作成し、別添 12 の「規制の特例措置等の提案要請書」を付して、指定申請の提案と併せ、該当する地方公共団体に提出してください。

別添 1 国際戦略総合特区の指定申請書作成イメージ

※ 本イメージは申請書の構成の一例であり、法令及び基本方針に合致しており、本イメージと概ね同一の内容が含まれていれば、必ずしも本構成と同一の構成とする必要はありません。

※作成にあたっては、冗長な記載とならないよう、必要な内容を簡潔に記載してください。

別記様式第 1 の 1（第 8 条関係）

国際戦略総合特別区域指定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名 印
(共同して指定申請を行う者の氏名 印)

注 氏名の記載を自署で行う場合には、
押印を省略することができます。

総合特別区域法第 8 条第 1 項の規定に基づき、国際戦略総合特別区域について指定を申請します。

◇ 指定を申請する国際戦略総合特別区域の名称

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○特区

注) 指定申請する総合特区の名称を記載。(任意)

① 指定申請に係る区域の範囲

i) 総合特区として見込む区域の範囲

ア) 市町村の区域に基づき指定する場合

○市の区域、○市○区の区域、○市の区域及び○市の区域。

イ) 地番等に基づき指定する場合

○市の区域のうち、○○町○丁目、○丁目及び○丁目並びに○○町(○番○、○番○から○まで、○番○、○番○及び○番○に限る。)の区域。

ウ) 境界線となる道路等に基づき指定する場合

○市の区域のうち、○○県と○○県の境界線と国道○号の交会点を起点とし、順次同国道、県道○線、市道○線、○○都市計画道路○・○号○○線、○日本旅客鉄道○○線、○○川・・・・を経由して起点に至る道路、河川又は鉄道の中心線(市道○線にあつては東側端線)で囲まれた区域。

エ) 緯度、経度に基づき指定する場合

注 1) 国際戦略総合特区については、産業の国際競争力強化の拠点整備が行われる区域に限定することを基本とする。

注 2) 政令市については区名まで記載のこと。

注 3) 指定申請に当たっては、一つの取組と認められる場合には、複数区域にわたり区域を設定（いわゆる「飛び地」）してもよいものとする。

注 4) 複数の取組が連携して行うことで相乗効果が得られる場合には、それら複数の取組をまとめて一つの区域として設定してもよいものとする。（ただし、複数の取組が連携した取組については、連携の必然性と実態が認められ、かつ、個々の取組自体がそれぞれで総合特区の指定基準を満たしている場合について、一つの総合特区として指定することとなる。）

注 5) 複数区域を記載する場合は、箇条書きとすること。

注 6) 指定申請に係る区域の範囲の記載は、ア)～エ)の方法により指定することが困難な場合には、その他の方法による指定を行ってもよいものとする。ただし、その場合においては、対象となる区域の範囲に対象とならない区域がまぎれないように記載のこと。

〇〇〇に係る特例措置：〇市の区域のうち、・・・区域
国際戦略総合特区設備等投資促進税制：〇市の区域のうち、・・・区域
国際戦略総合特区事業環境整備税制：〇市の区域のうち、・・・区域

○○

注1) 以下の数値目標、ii)の政策課題などとの関係性に留意しつつ、総合特区全体の目標を簡潔に記載すること。複雑な経済社会的背景や、総合特区の目標との関係性の説明に際しては、必要に応じ「解説」と

して付記することが望ましい。

注 2) ii) の政策課題について、本欄に記載した目標に照らして必要かつ戦略的であることが明らかとなることが望ましい。

注 3) 目標の設定に関しては、

- ①我が国の経済のけん引役となることが期待される産業分野に関するものであること、
 - ②国際レベルの競争優位性を持ちうる拠点形成に資すること、
 - ③当該総合特区に係る産業や地域のみならず、他の関連産業や周辺地域の活性化の効果と相まって、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与すること
- のそれぞれが明らかであるような記載内容となっていることが望ましい。

イ) 評価指標及び数値目標

評価指標 (1) : ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

数値目標 (1) : ○○ (H○○年○月現在) → ○○ (H○○年)

評価指標 (2) : ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

数値目標 (2) : ○○ (H○○年○月現在) → ○○ (H○○年)

注 1) 目標の記載に当たっては、目標が数値として表され、目標達成年次が明示 (概ね 5 年以内を目安に適切に設定することとする等) されている等、できる限り具体的に記載することが望ましい。(複数の目標を設定することも可。)

注 2) 指定基準のうち、第二号基準 (「当該区域において産業の国際競争力の強化に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれること」) については、主としてア) 欄及び本欄の記載事項に基づき判断することとなることに留意すること。

ウ) 数値目標の設定の考え方

数値目標 (1) の目標達成に寄与する事業としては、○○○○○、○○○○○、○○○○○を想定している。

現時点で想定する各事業の寄与度は以下の通り。

○○○○○ : ○○

○○○○○ : ○○

○○○○○ : ○○

数値目標 (2) の目標達成に寄与する事業としては、○○○○○、○○○○○、○○○○○を想定している。

現時点で想定する各事業の寄与度は以下の通り。

○○○○○ : ○○

○○○○○ : ○○

○○○○○ : ○○

注 1) 目標値を設定する場合、目標設定の根拠となる取組・事業や、目標に対する寄与度について記載することが望ましい。(事業内容等が流動的である場合等、指定申請書への記載が困難である場合においても、申請時点で想定している内容について、参考資料等として指定申請書に併せて送付することが望ましい。)

注 2) ここに記載する事業については、「③ 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容」に記載することが望ましい。

注 3) 本欄の記載事項は、指定基準のうち、第二号基準の判断に際し、事業の実施による目標達成の蓋然性が相当程度高いかどうかの観点から確認することとなることに留意すること。

ア) 政策課題

○○

◇対象とする政策分野：x)〇〇

z) その他

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

◇対象とする政策分野：x) ○○

[illegible][illegible][illegible]

- 注１） 政策分野の選択にあたっては、政策課題との整合を考慮し、対応する政策課題が存在する政策分野を記載することが望ましい。
- 注２） 複数の政策課題を記載する場合は、項目ごとに分割して記載した上で、政策課題間の関係性についても記載することが望ましい。
- 注３） 政策課題及び解決策については、本欄の記載事項に基づき、国際競争力強化方針として、関係府省と共有することとなることを鑑み、個々の政策課題については、対象となるテーマがわかりやすいよう、簡

潔に記載することが望ましい。複雑な経済社会的背景や、総合特区の目標との関係性の説明に際しては、必要に応じ「解説」として付記することが望ましい。

注4) 政策課題については、本欄の記載内容により、i) -ア) に記載した目標に照らして必要かつ戦略的であることが明らかとなることが望ましい。

注5) 解決策については、それぞれの政策課題に対する解決策として適切であることが明らかになるよう記載することが望ましい。なお、解決策として、単に国の税制・財政・金融上の支援措置のみを求めるものは望ましくない。

注6) 指定基準のうち、第一号基準として基本方針に示す「i) 包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示があること」については、主として本欄の記載事項に基づき判断することとなることに留意すること。

iii) 取組の実現を支える地域資源等の概要

①地域の歴史や文化

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

②地理的条件

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

③社会資本の現状

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

④地域独自の技術の存在

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

⑤地域の産業を支える企業の集積等

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

⑥人材、NPO等の地域の担い手の存在等

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

⑦地域内外の人材・企業等のネットワーク

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

⑧その他の地域の蓄積

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

注1) 取組や事業の実現可能性を裏付けるような地域資源等について記載されたい。

注2) ここに示した①～⑧の項目の全てを記載する必要はない。

注3) 指定基準のうち、第一号基準として基本方針に示す「iii) 取組の実現を支える地域資源等が存在すること」については、主として本欄の記載事項に基づき判断することとなることに留意すること。

③ 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

i) 行おうとする事業の内容

<<事業名>>

ア) 事業内容

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

イ) 想定している事業実施主体

※既に確定している場合

(株)○○○○／特定非営利活動法人○○○／○○市 等

※未確定の場合

〇〇産業関係事業者／〇〇を行う特定非営利活動法人 等

ウ) 当該事業の先駆性

[illegible]

エ) 関係者の合意の状況

○○

才) その他当該事業の熟度を示す事項

[illegible]

<<事業名>>、<<事業名>>、<<事業名>>

• • • • •

注1) 事業の先駆性については、同様の政策課題の解決を図る国内外の他の取組と比較した先駆性を有することが明らかとなるような記載がなされていることが望ましい。(当該地域のみにおける先駆的な取組であることの記載にとどまることは望ましくない。)

注2) 事業の熟度を明らかにするため、事業内容や事業実施主体が確定しており、その実現可能性が高いこと、また、関係者の合意形成が調っていることが明らかとなるような記載がなされていることが望ましい。なお、関係者としては、当該事業の実施や、併せて提案している規制の特例措置等の適用により、影響を受ける者や利害関係者が含まれていることが望ましい。

注3) 同一又は類似の内容の事業が複数ある場合は、まとめて記載してもよい。

注4) 指定基準のうち、第一号基準として基本方針に示す「ii) 先駆的な取組であり、一定の熟度を有すること」については、主として本欄の記載事項に基づき判断することとなることに留意すること。

ii) 地域の責任ある関与の概要

ア) 地域において講ずる措置

a) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

- ・ ○○○○○○○○○ 補助金（H○年より措置／H○年度予算額：○百万円）
- ・ ○○○○○○○○○ 促進税（H○年より措置／H○年度税収額：○百万円）
- ・ ○○○○○○○○○ 税の緩和（H○年より措置／H○年度減収額：○百万円）
- ・ ○○○○○○○○○ 融資制度（H○年より措置／H○年度までの累計融資額：○百万円）

b) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定

[illegible]

☐○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○（地域独自の規制の緩和）

c) 地方公共団体等における体制の強化

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇推進本部（H〇年〇月設置／人員〇名）

d) その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

[illegible]

イ) 目標に対する評価の実施体制

a) 目標の評価の計画

数値目標（１）：H○年度末及びH○年度末に評価実施予定

数値目標（２）：毎年度末に評価実施予定

b) 評価における地域協議会の意見の反映方法

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

c) 評価における地域住民の意見の反映方法

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

注１） 取組の実現可能性を裏付けるような地域の責任ある関与の内容について具体的に記載されたい。

注２） ア) 欄については、ここに示した a) ～ d) の項目の全てを記載する必要はない。

注３） イ) 欄については、目標に対する評価が適切に実施されることが明らかなような記載がなされていることが望ましい。

注４） 指定基準のうち、第一号基準として基本方針に示す「v) 地域の責任ある関与があること」については、主として本欄の記載事項に基づき判断することとなることに留意すること。

iii) 事業全体の概ねのスケジュール

ア) 事業全体のスケジュール

H○年度：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

…

H○年度：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

イ) 地域協議会の活動状況

H○年○月：協議会の母体となる○○○○コンソーシアムを設立

・当初構成員：○○○○○、○○○○○・・・

・設立目的：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

H○年○月：○○○○コンソーシアム第○回全体会議を開催

H○年○月：○○○○コンソーシアムに○○部会を設置

H○年○月：○○○○コンソーシアム○○部会第○回会議を開催

H○年○月：○○○○コンソーシアムに新たに○○○○○が参画し、○○○○○が脱退

………

H○年○月：○○○○コンソーシアムを総合特区法に基づく地域協議会と位置付け

H○年○月：○○○○コンソーシアム第○回全体会議（第１回地域協議会と位置付け）開催

注１） 事業全体のスケジュールや地域協議会の活動状況が明らかであれば、必ずしも本欄に示す形式である必要はない。

注２） 地域協議会の活動状況の記載にあたっては、法に基づく地域協議会として位置付ける以前の活動についても記載することが望ましい。

注３） 活動に加わったメンバー構成、事務局、意思決定者、プロデューサー等役割分担を記載することが望ましい。

注４） 指定基準のうち、第一号基準として基本方針に示す「vi) 運営母体が明確であること」については、指定申請書に添付される地域協議会の意見及び協議の概要を併せ、本欄の記載事項に基づき判断することとなることに留意すること。

別添 2 地域活性化総合特区の指定申請書作成イメージ

※ 本イメージは申請書の構成の一例であり、法令及び基本方針に合致しており、本イメージと概ね同一の内容が含まれていれば、必ずしも本構成と同一の構成とする必要はありません。

※作成にあたっては、冗長な記載とならないよう、必要な内容を簡潔に記載してください。

別記様式第5の1（第26条関係）

地域活性化総合特別区域指定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名 印
(共同して指定申請を行う者の氏名 印)

注 氏名の記載を自署で行う場合には、
押印を省略することができます。

総合特別区域法第31条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域について指定を申請します。

◇指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○特区

注) 指定申請する総合特区の名称を記載。(任意)

① 指定申請に係る区域の範囲

i) 総合特区として見込む区域の範囲

ア) 市町村の区域に基づき指定する場合

○市の区域、○市○区の区域、○市の区域及び○市の区域。

イ) 地番等に基づき指定する場合

○市の区域のうち、○○町○丁目、○丁目及び○丁目並びに○○町(○番○、○番○から○まで、○番○、○番○及び○番○に限る。)の区域。

ウ) 境界線となる道路等に基づき指定する場合

○市の区域のうち、○○県と○○県の境界線と国道○号の交会点を起点とし、順次同国道、県道○線、市道○線、○○都市計画道路○・○号○○線、○日本旅客鉄道○○線、○○川・・・・・・を経て起点に至る道路、河川又は鉄道の中心線(市道○線にあつては東側端線)で囲まれた区域。

エ) 緯度、経度に基づき指定する場合

注6) 指定申請に係る区域の範囲の記載は、ア)～エ)の方法により指定することが困難な場合には、その他の方法による指定を行ってもよいものとする。ただし、その場合においては、対象となる区域の範囲に対象とならない区域がまぎれないように記載のこと。

注2) i) 総合特区として見込む区域の範囲に包含される区域を指定すること。

注3) ②-iii) に記載する「取組の実現を支える地域資源等の概要」と整合するよう留意すること。

注2) ii) の政策課題について、本欄に記載した目標に照らして必要かつ戦略的であることが明らかとなること

とが望ましい。

注 3) 目標の設定に関しては、

①地域の活性化に寄与すること

②経済効果が周辺地域に波及することや新たな課題解決モデルの構築に資することを通じて、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与すること

のそれぞれが明らかであるような記載内容となっていることが望ましい。

イ) 評価指標及び数値目標

評価指標 (1): ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

数値目標 (1): ○○ (H○○年○月現在) → ○○ (H○○年)

評価指標 (2): ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

数値目標 (2): ○○ (H○○年○月現在) → ○○ (H○○年)

注 1) 目標の記載に当たっては、目標が数値として表され、目標達成年次が明示（概ね 5 年以内を目安に適切に設定することとする等）されている等、できる限り具体的に記載することが望ましい。（複数の目標を設定することも可。）

注 2) 指定基準のうち、第二号基準（「当該区域において地域の活性化に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれること」）については、主としてア) 欄及び本欄の記載事項に基づき判断することとなることに留意すること。

ウ) 数値目標の設定の考え方

数値目標 (1) の目標達成に寄与する事業としては、○○○○○○○、○○○○○○○、○○○○○○○を想定している。

現時点で想定する各事業の寄与度は以下の通り。

○○○○○○○ : ○○

○○○○○○○ : ○○

○○○○○○○ : ○○

数値目標 (2) の目標達成に寄与する事業としては、○○○○○○○、○○○○○○○、○○○○○○○を想定している。

現時点で想定する各事業の寄与度は以下の通り。

○○○○○○○ : ○○

○○○○○○○ : ○○

○○○○○○○ : ○○

注 1) 目標値を設定する場合、目標設定の根拠となる取組・事業や、目標に対する寄与度について記載することが望ましい。（事業内容等が流動的である場合等、指定申請書への記載が困難である場合においても、申請時点で想定している内容について、参考資料等として指定申請書に併せて送付することが望ましい。）

注 2) ここに記載する事業については、「③ 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容」に記載することが望ましい。

注 3) 本欄の記載事項は、指定基準のうち、第二号基準の判断に際し、事業の実施による目標達成の蓋然性が相当程度高いかどうかの観点から確認することとなることに留意すること。

ii) 包括的・戦略的な政策課題と解決策

ア) 政策課題

<<政策課題名>>

注5) 解決策については、それぞれの政策課題に対する解決策として適切であることが明らかになるよう記載

注6) 指定基準のうち、第一号基準として基本方針に示す「i) 包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示があること」については、主として本欄の記載事項に基づき判断することとなることに留意すること。

①地域の歴史や文化

②地理的条件

③社会資本の現状

④地域独自の技術の存在

⑤地域の産業を支える企業の集積等

⑥人材、NPO等の地域の担い手の存在等

⑦地域内外の人材・企業等のネットワーク

⑧その他の地域の蓄積

注1) 取組や事業の実現可能性を裏付けるような地域資源等について記載されたい。

注3) 指定基準のうち、第一号基準として基本方針に示す「iii) 取組の実現を支える地域資源等が存在すること」については、主として本欄の記載事項に基づき判断することとなることに留意すること。

i) 行おうとする事業の内容

ア) 事業内容

イ) 想定している事業実施主体

(株)〇〇〇〇／特定非営利活動法人〇〇〇／〇〇市 等

〇〇産業関係事業者／〇〇を行う特定非営利活動法人 等

○○

エ) 関係者の合意の状況

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

＜＜事業名＞＞、＜＜事業名＞＞、＜＜事業名＞＞

.....

- 注 1) 事業の先駆性については、同様の政策課題の解決を図る国内の他の取組と比較した先駆性を有することが明らかとなるような記載がなされていることが望ましい。（当該地域のみにおける先駆的な取組であることの記載にとどまることは望ましくない。）
- 注 2) 事業の熟度を明らかにするため、事業内容や事業実施主体が確定しており、その実現可能性が高いこと、また、関係者の合意形成が調っていることが明らかとなるような記載がなされていることが望ましい。なお、関係者としては、当該事業の実施や、併せて提案している規制の特例措置等の適用により、影響を受ける者や利害関係者が含まれていることが望ましい。
- 注 3) 同一又は類似の内容の事業が複数ある場合は、まとめて記載してもよい。
- 注 4) 指定基準のうち、第一号基準として基本方針に示す「ii）先駆的な取組であり、一定の熟度を有すること」については、主として本欄の記載事項に基づき判断することとなることに留意すること。

ii) 地域の責任ある関与の概要

ア) 地域において講ずる措置

a) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

- ・○○○○○○○○○補助金（H○年より措置／H○年度予算額：○百万円）
- ・○○○○○○○○○促進税（H○年より措置／H○年度税収額：○百万円）
- ・○○○○○○○○○税の緩和（H○年より措置／H○年度減収額：○百万円）
- ・○○○○○○○○○融資制度（H○年より措置／H○年度までの累計融資額：○百万円）

b) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○（○○法の規制に対する上乗せ措置）
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○（地域独自の規制の緩和）

c) 地方公共団体等における体制の強化

○○○○○○○○○○○○○○○推進本部（H○年○月設置／人員○名）

d) その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

イ) 目標に対する評価の実施体制

a) 目標の評価の計画

- 数値目標（1）：H○年度末及びH○年度末に評価実施予定
- 数値目標（2）：毎年度末に評価実施予定

b) 評価における地域協議会の意見の反映方法

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

c) 評価における地域住民の意見の反映方法

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

- 注1) 取組の実現可能性を裏付けるような地域の責任ある関与の内容について具体的に記載されたい。
- 注2) ア) 欄については、ここに示した a) ～ d) の項目の全てを記載する必要はない。
- 注3) イ) 欄については、目標に対する評価が適切に実施されることが明らかなような記載がなされていることが望ましい。
- 注4) 指定基準のうち、第一号基準として基本方針に示す「v) 地域の責任ある関与があること」については、主として本欄の記載事項に基づき判断することとなることに留意すること。

iii) 事業全体の概ねのスケジュール

ア) 事業全体のスケジュール

H○年度：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

…

H○年度：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

イ) 地域協議会の活動状況

H○年○月：協議会の母体となる○○○○コンソーシアムを設立

・当初構成員：○○○○○、○○○○○・・・

・設立目的：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

H○年○月：○○○○コンソーシアム第○回全体会議を開催

H○年○月：○○○○コンソーシアムに○○部会を設置

H○年○月：○○○○コンソーシアム○○部会第○回会議を開催

H○年○月：○○○○コンソーシアムに新たに○○○○○が参画し、○○○○○が脱退

………

H○年○月：○○○○コンソーシアムを総合特区法に基づく地域協議会と位置付け

H○年○月：○○○○コンソーシアム第○回全体会議（第1回地域協議会と位置付け）開催

- 注1) 事業全体のスケジュールや地域協議会の活動状況が明らかであれば、必ずしも本欄に示す形式である必要はない。
- 注2) 地域協議会の活動状況の記載にあたっては、法に基づく地域協議会として位置付ける以前の活動についても記載することが望ましい。
- 注3) 活動に加わったメンバー構成、事務局、意思決定者、プロデューサー等役割分担を記載することが望ましい。
- 注4) 指定基準のうち、第一号基準として基本方針に示す「vi) 運営母体が明確であること」については、指定申請書に添付される地域協議会の意見及び協議の概要を併せ、本欄の記載事項に基づき判断することとなることに留意すること。

別添3 国際戦略／地域活性化総合特区の指定申請書（概要版）

作成イメージ

※ 申請書の記載内容に沿って、必要な内容を簡潔に記載してください。(A 4・3 枚以内)

※ その他、参考となる図表を添付していただいて構いません。（上記と合わせて5枚程度）

国際戦略／地域活性化総合特別区域指定について

1. 指定を申請する国際戦略／地域活性化総合特別区域の名称

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○特区

2. 総合特別区域について

(1) 区域

① 指定申請に係る区域の範囲

i) 総合特区として見込む区域の範囲

ii) 個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域（必要に応じ設定）

iii) 区域設定の根拠（簡略に）

(2) 目標及び政策課題等

② 指定申請に係る区域における産業の国際競争力の強化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

i) 総合特区により実現を図る目標

ア) 定性的な目標

イ) 評価指標及び数値目標

ウ) 数値目標の設定の考え方（簡略に）

ii) 包括的・戦略的な政策課題と解決策

ア) 政策課題と対象とする政策分野

イ) 解決策

iii) 取組の実現を支える地域資源等の概要

(3) 事業

③ 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

i) 行おうとする事業の内容

- ア) 事業内容
- イ) 事業実施主体
- ウ) 当該事業の先駆性
- エ) 関係者の合意の状況
- オ) その他当該事業の熟度を示す事項

ii) 地域の責任ある関与の概要

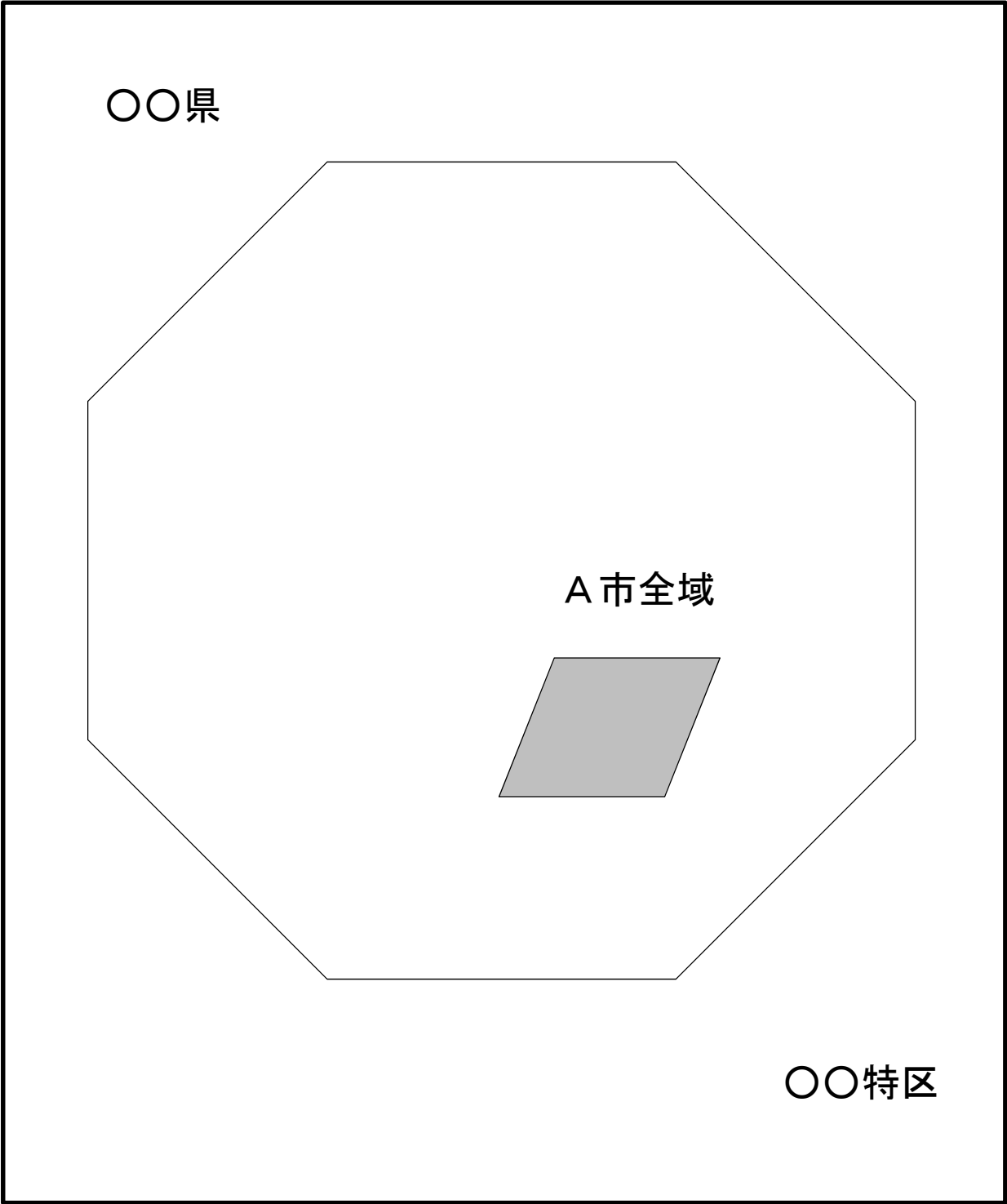
- ア) 地域において講ずる措置 [a) ~ d) ですべて記入してください。]
- イ) 目標に対する評価の実施体制

iii) 事業全体の概ねのスケジュール

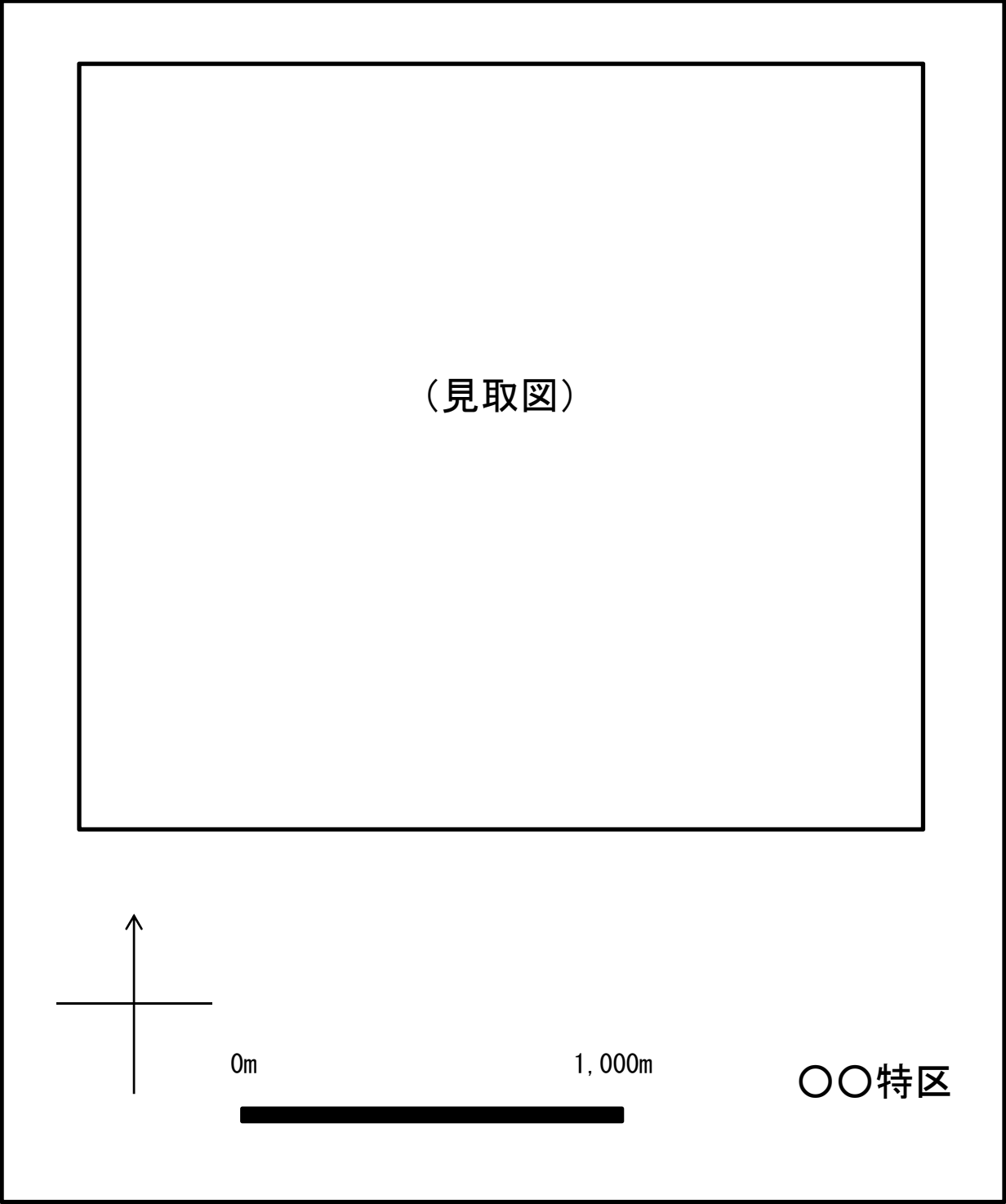
- ア) 事業全体のスケジュール (簡略に)
- イ) 地域協議会の活動状況と参画メンバー構成 (簡略に)

3. 新たな規制の特例措置等の提案について

別添 4 指定申請書の区域に含まれる行政区画を表示した図面



別添 5 縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図



別添 6 規制の特例措置等の提案書作成イメージ

※ 本イメージは提案書の構成の一例であり、法令及び基本方針に合致しており、本イメージと概ね同一の内容が含まれていれば、必ずしも本構成と同一の構成とする必要はありません。

国際戦略（地域活性化）総合特別区域の指定申請に伴う新たな規制の特例措置等の提案書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名 印

注 氏名の記載を自署で行う場合には、
押印を省略することができます。

総合特別区域法第10条第1項（第33条第1項）の規定に基づき、国際戦略（地域活性化）総合特別区域の指定申請に伴い、新たな規制の特例措置その他の特別の措置として、別紙提案書の通り提案します。

※既に総合特区として指定を受けている地方公共団体よりの提案の場合は以下の通り記載のこと。

総合特別区域法第10条第1項（第33条第1項）の規定に基づき、国際戦略（地域活性化）総合特別区域における事業の実施に必要となる新たな規制の特例措置その他の特別の措置として、別紙提案書の通り提案します。

規制の特例措置等の提案書

1 提案団体名

〇〇市

注) 総合特区の指定申請を民間事業者と共同で行う場合においても、本提案書については、地方公共団体の名で作成願います。

2 提案内容

別表のとおり

注) 規制の特例措置の提案にあたっては、根拠法令等は、〇条〇項のどの部分等、具体的に記載することが望ましい。

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名:

提案事項管理 番号 ※ 事務局入 力欄	提案事項名	現行の規制・制度の概要と 問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関 係官庁	区分				
					政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他

※「区分」欄には、該当する区分に「○」を記載してください。（複数記入可。）

別添 7 総合特区の指定申請提案書

国際戦略総合特別区域指定申請提案書

年 月 日

〇〇市市長

〇〇 〇〇 殿

提案者の肩書き・氏名

印

注 氏名の記載を自署で行う場合には、
押印を省略することができます。

総合特別区域法第 8 条第 3 項の規定に基づき、貴市において、別添の通り、総合特別区域法第 8 条第 1 項の規定に基づく国際戦略総合特別区域の指定申請を行うことを提案します。

地域活性化総合特別区域指定申請提案書

年 月 日

〇〇市市長

〇〇 〇〇 殿

提案者の肩書き・氏名

印

注 氏名の記載を自署で行う場合には、
押印を省略することができます。

総合特別区域法第 3 1 条第 3 項の規定に基づき、貴市において、別添の通り、総合特別区域法第 3 1 条第 1 項の規定に基づく地域活性化総合特別区域の指定申請を行うことを提案します。

別添 8 関係地方公共団体の意見の概要

関係地方公共団体名	〇〇県
当該地方公共団体に関係すると判断する理由	隣接県であり、〇〇に関する規制を緩和することの影響が大きいと考えられるため
意見を聴いた日	平成〇年〇月〇日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	1. 〇〇規制の緩和に際しては、〇〇〇〇といった弊害が考えられる。それを予防するような措置を併せて提案して欲しい。 2.
意見に対する対応	1. については、意見を踏まえ、代替措置に関する記載を提案書に追加した。 2.

別添 9 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇協議会
地域協議会の設置日	平成〇年〇月〇日
地域協議会の構成員	〇〇県 〇〇市 〇〇〇商工会議所 (株) 〇〇〇〇 特定非営利活動法人 〇〇〇〇 ※別表で添付頂いても結構です。
協議を行った日	平成〇年〇月〇日
協議の方法	協議会を開催（持ち回りの場合はその旨記載ください）
協議会の意見の概要	1. 〇〇事業については、〇〇だけではなく、△△も実施する方が地域活性化のために効果的 2. 〇〇については、〇〇の規制だけではなく、△△の規制も問題となっている。提案に追加すべき
意見に対する対応	1. については、意見を踏まえ、指定申請書に記載を追加した。 2. については、意見を踏まえ、規制の特例措置等の提案書に記載を追加した。

別添１０ 指定申請書に記載した事業で、併せて提案した規制の特例措置等の適用を見込む事業の一覧（参考資料）

事業名	適用を見込む規制の特例措置等	新たな提案
〇〇〇〇事業	〇〇〇〇の緩和（規制の特例措置） 〇〇〇税の〇〇（税制上の支援措置）	○ ○
〇〇〇〇事業	通訳案内士法の緩和（規制の特例措置） 〇〇〇補助金の〇〇（財政上の支援措置）	○
〇〇〇〇事業	〇〇〇〇の緩和（規制の特例措置） 〇〇〇融資制度の〇〇（金融上の支援措置）	○ ○
	・・・・・・・・	

※ 新たに提案したものに加え、総合特別区域基本方針第５「総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画」に記載されているものについても、記載してください。

※ なお、新たに提案したものについては、「新たな提案」の欄に「○」を記載してください。

別添11 指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望の一覧(参考資料)

●基本事項

地方公共団体に関する情報	地方公共団体名		担当部署名		担当者名		電話番号		E-Mail		
総合特別区域の名称				国際・地域の別		対象地域				計画期間	平成 年度 ~ 平成 年度 (年間)

●国の財政支援を希望する事業

事業 番号	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規 拡充	新規・拡充内容	総事業費 (単位:千円)	年度別 事業費(上段)・国費(下段) (単位:千円)				
									HO	HO	HO	HO	HO
1								0					
								0					
2								0					
								0					
3								0					
								0					
4								0					
								0					
5								0					
								0					
6								0					
								0					
7								0					
								0					
8								0					
								0					
9								0					
								0					
10								0					
								0					

<記載要領>

- 「国の財政支援を希望する事業」については、総合特区計画の推進のため、優先順位の高いものから順次記載してください。
- 「事業名」欄には、総合特区指定申請書に記載されたものと同じ名称を用いてください。
- 「事業内容」欄には、目的・対象者・規模等が分かるよう、かつ簡潔に記載してください。
- 「国の制度名」欄には、既存制度名や要綱名を記載してください。なお、作成団体で分からない場合、都道府県や地方支分部局等に可能な範囲内で問合せの上、記載してください。(どうしても分からない場合、「不明」で可)
新規制度の創設を希望する場合は空欄のままにしておいてください。
※内閣府所管の「総合特区推進調整費」は各府省の予算制度を補完するものであるため、「国の制度名」には各府省の予算制度名を記載してください。(総合特区推進調整費を記載することはできません。)
- 「新規拡充」欄には、新規制度の創設を希望する場合は「新規」を、既存制度の拡充を希望する場合は「拡充」を選択してください。(いずれでもない場合は空欄)
- 「新規・拡充内容」欄には、「新規」の場合は国が財政支援すべき理由を、「拡充」の場合は拡充の内容と理由を記載してください。
- 事業数が10を超える場合は、適宜、行挿入して追加してください。
- 「事業費」欄:補助金(交付金)の場合は補助(交付)対象経費を、地方負担がない事業の場合には国費相当額を記載してください。
- 「年度別事業費・国費」欄について、財政支援措置を希望する年度が5ヶ年を超える場合、適宜記入欄を追加してください。

別添 1 2 規制の特例措置等の提案要請書

国際戦略総合特別区域に係る新たな規制の特例措置等の提案要請書

年 月 日

〇〇市市長

〇〇 〇〇 殿

提案者の肩書き・氏名 印

注 氏名の記載を自署で行う場合には、
押印を省略することができます。

総合特別区域法第 1 0 条第 2 項の規定に基づき、貴市において、別添の通り、総合特別区域法第 1 0 条第 1 項の規定に基づく国際戦略総合特別区域に係る新たな規制の特例措置等の提案を行うことを提案します。

地域活性化総合特別区域に係る新たな規制の特例措置等の提案要請書

年 月 日

〇〇市市長

〇〇 〇〇 殿

提案者の肩書き・氏名 印

注 氏名の記載を自署で行う場合には、
押印を省略することができます。

総合特別区域法第 3 3 条第 2 項の規定に基づき、貴市において、別添の通り、総合特別区域法第 3 3 条第 1 項の規定に基づく地域活性化総合特別区域に係る新たな規制の特例措置等の提案を行うことを提案します。

問合せ先

内閣官房地域活性化統合事務局

内閣府地域活性化推進室

E-mail : sogotoc@cas.go.jp

TEL : 03-5510-2159